

山梨県公報

第千八百九十七号

平成二十年

十月二十七日

月 曜 日

目次

告示

道路の供用開始(二件).....	五九五
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定(二件).....	五九五
国土調査の成果の認証.....	六〇一
開発行為に関する工事の完了について.....	六〇一

告示

山梨県告示第四百五十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十年十一月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十年十月二十七日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日
一般国道	一四〇号	山梨市大字三富川浦字尾地畑九五八番の三地先から 山梨市大字三富川浦字地藏沢九一〇番の一 địa先まで	一三八・〇	平成二十年十一月一日

山梨県告示第四百五十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十年十一月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十年十月二十七日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	富士河口湖芦川線	南都留郡富士河口湖町大石字吉原一五七二番の二地先から 南都留郡富士河口湖町大石字奥二四〇八番の一 địa先まで	一四四三・四	平成二十年十月二十七日

山梨県告示第四百五十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第六条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第八条第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び峡南建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年十月二十七日

山梨県知事 横内正明

一 土砂災害警戒区域

市町村名	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示
身延町	鳥屋 1	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり (図面省略)
	鳥屋 2	急傾斜地の崩壊	
	鳥屋 3	急傾斜地の崩壊	
	中畑	急傾斜地の崩壊	

大川向	日向の3	日向の2	日向	原の2	原	平須の2	平須	久成	上久成	久成	荻	大塩	南沢	大塩	江尻窪	屋敷平	矢細工	長根	
急傾斜地の崩壊																			

龜久保沢	棚下	下田原	深町	日向	中島	南栗沢4	南栗沢3	南栗沢2	南栗沢1	遠藤	有屋	上伊沼	下伊沼	水の口の2	水の口	水の口	水の口	石畑	手打沢
土石流	急傾斜地の崩壊																		

上明加沢	東沢の2	東沢の1	日向南沢の1	日向南沢	下明加沢	ほづどん沢	藤ヶ原沢	垓沢	縄切沢	打越沢	栗林沢	伊豆島沢の2	伊豆島沢の1	寺沢川 3	寺沢川 2	寺沢川 1	江尻窪川	曙川
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

身延町			市町村名	二 土砂災害特別警戒区域												
鳥屋 3	鳥屋 2	鳥屋 1	土砂災害特別警戒区域の名称	藤の木沢	八幡沢	沢の2	深町沢の1・深町	すがた沢	上向沢	室宝沢	瀬戸沢	下田原沢	下天神沢川	大安沢川	鍛冶屋沢	塩川
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	現象の種類	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
次の図のとおり (図面省略)			土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項												

日向の3	日向の2	日向	原の2	原	平須の2	平須	久成	上久成	久成	荻	大塩	南沢	大塩	江尻窪	屋敷平	矢細工	長根	中畑
急傾斜地の崩壊																		

棚下	下田原	深町	日向	中島	南栗沢4	南栗沢3	南栗沢2	南栗沢1	遠藤	有屋	上伊沼	下伊沼	水の口2	水の口	水の口	石畑	手打沢	大川向
急傾斜地の崩壊																		

亀久保沢	土石流
曙川	土石流
江尻窪川	土石流
寺沢川 1	土石流
寺沢川 2	土石流
寺沢川 3	土石流
伊豆島沢の2	土石流
ほうどん沢	土石流
下明加沢	土石流
日向南沢	土石流
日向南沢の1	土石流
上明加沢	土石流
下天神沢川	土石流
上向沢	土石流
深町沢の1・深町沢の2	土石流

山梨県告示第四百六十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第八条第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県土整備部砂防課及び富士・東部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年十月二十七日
山梨県知事 横内正明
一 土砂災害警戒区域

富士吉田市	市町村名	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示 （図面省略）									
上新田・旭五丁目・旭五丁目の2	旭三丁目	旭五丁目の3	旭五丁目の4	平山 1	平山 2	平山 3	平山 4	大明見の2	大明見	大明見の2	大明見の3	上暮地七丁目	浅間町
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

浅間町	急傾斜地の崩壊
新屋	急傾斜地の崩壊
北小倉山	急傾斜地の崩壊
北小倉山 の2・	急傾斜地の崩壊
西小倉山	急傾斜地の崩壊
西小倉山 の2・	急傾斜地の崩壊
西小倉山 の3	急傾斜地の崩壊
新田	急傾斜地の崩壊
向原	急傾斜地の崩壊
西小倉山 の4	急傾斜地の崩壊
嘯沢	土石流
旭沢の2	土石流
旭沢の1	土石流
数見川 2	土石流
殿入沢	土石流
殿入川 1	土石流

公 告

● 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成二十年十月二十七日

一 調査を行った者の名称

山梨県知事 横 内 正 明

二 調査を行った時期

甲府市 平成十八年十月四日から平成十九年二月二十七日まで

三 成果の名称

地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

甲府市千塚三丁目、四丁目、五丁目、大和町の全域及び湯村三丁目の一部地区

五 認証年月日

平成二十年十月十七日

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第二項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十年十月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

北杜市大泉町西井出字古林八五六五の二の一部、八五六六の二の一部及び八五六

六の一八六の一部の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

山梨県北杜市大泉町西井出八千五百六十六番地 J M エナジー株式会社 代表取締役

役社長 宮部五郎

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番